

学校部活動地域移行プロジェクト ～中学校週末部活動を地域クラブへ～



特定非営利活動法人NPO総合体操クラブ

岸田美也子

目次

1、エグゼクティブ・サマリー	・・・ 3
2、政策と事業機会	・・・ 4～8
3、現状分析	
エリアの概況	・・・ 9
実態調査	・・・ 11～22
実践調査	・・・ 23～29
ヒアリング調査	・・・ 30～31
4、財務とリスク	・・・ 32～37
5、ステークホルダーと事業提案	・・・ 38～39
6、将来展望	・・・ 40～41
7、Appendix	・・・ 42～59

本提案の骨子は以下の通りである

- 令和4年度より岐阜県安八町における2つの中学校（生徒総数約600名）における週末の部活動を、自社がアウトソース（受託）する事業を提案する。
- 事業性の検証は、関係者へのアンケート約180名、5種目のクラブ活動のパイロット実施26回を実施後のインタビューからファクトを収集し分析した
- 本事業は、2020年度の文科省（スポーツ庁・文化庁）の政策と合致している
- 本事業の目的は、教育・働き方改革等の観点から少なくとも次の論点を含む
 - 教員のサービス残業やいわゆる「ブラック勤務」の解消
 - クラブ活動のアウトソース化の推進による競争原理の導入
 - 体罰等の根絶を明文化
 - 部活動の受益者負担制度の確立
- 財務分析：事業開始3年で国の支援なしの運営が可能になり、開始5年で営業利益50万円、10年で100万円と予測できる。営業利益価値以上の信頼が確保できる。
- 本事業の主なリスクは①怪我や事故の対応、②生徒・指導者間の人間関係、③個人情報漏洩の3点でそれぞれ対処可能である

文部科学省が中学校週末部活動を令和5年度から段階的に地域移行すると発表した。

目的：持続可能な部活動と教員の負担軽減の両方を実現できる改革

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要



部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。
- ✓ 一方、これまで部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

改革の方向性

- ◆ 部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備

具体的な方策

I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- 休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保
（育成・マッチングまでの民間人材の活用への仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用）
- 保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援
- 拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開

II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との合同部活動の推進
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進
- 主に地方大会の在り方の整理（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。
※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

実現に向けて

・各都道府県に拠点校（地域）を設け、国として拠点校（地域）における実践研究を実施する

・各地域で実践研究を行いながら、段階的に着実な取り組みを進めると共に、関係者の意識改革が必要である

※文部科学省部活動改革ガイドラインより抜粋

文部科学省部活動地域移行は、スポーツ庁・文化庁にて実践していく。

運動部活動も文化部活動も地域移行を推進する

スポーツ庁「地域運動部活動推進事業」

<令和3年度地域運動部活動推進事業の公募について：スポーツ庁 (mext.go.jp)より抜粋>



生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けて、全国各地域において、休日の部活動の段階的な地域移行や合同部活動等の推進に関する実践研究を実施し、休日の地域部活動や合理的で効率な部活動の全国展開を図る

文化庁「地域部活動推進事業」

<令和3年度地域部活動推進事業の募集：文化庁 (bunka.go.jp)より抜粋>



学校における働き方改革を推進するとともに、子供たちが継続的で質の高い多様な文化芸術活動の機会を確保できるよう、文化部活動の地域移行に向けた体制構築や持続可能な文化芸術活動の環境整備を行うため、休日の文化部活動を地域へ移行するためのモデル事業を実施するものである。



岐阜県では「特定非営利活動法人NPO体操クラブ」が受託

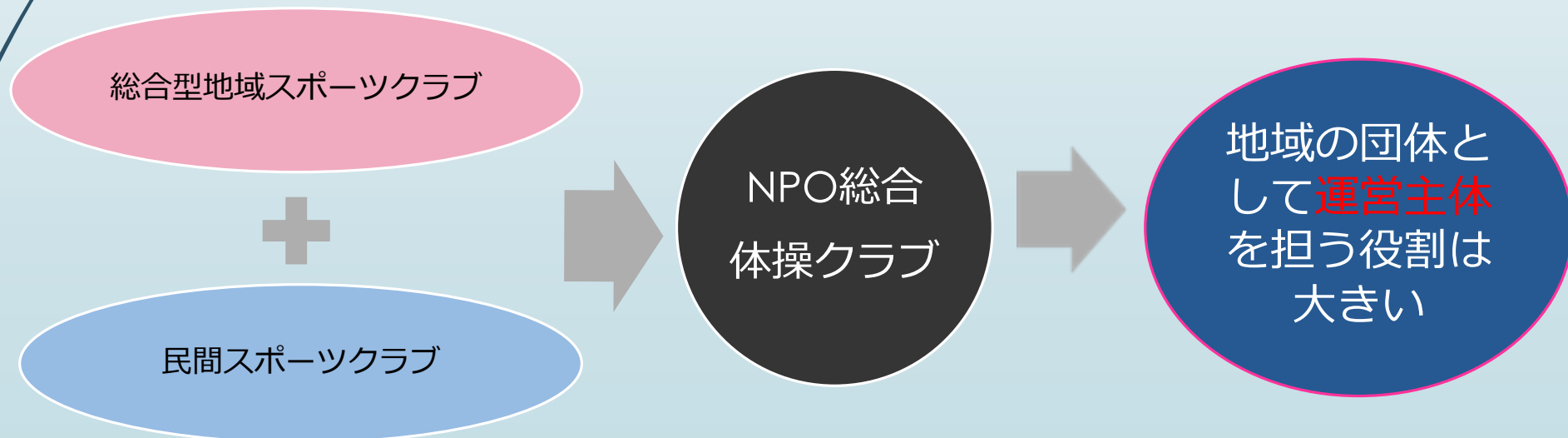
スポーツ庁は、2023年度より地域部活動の運営主体を**学校から地域団体へ**移行する方針を打ち出した

スポーツ庁政策課は、令和2年9月に本政策「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を発表した。その中で、運営主体について下記の通り述べている。

“...地域部活動の**運営主体**は、退職教師、地域のスポーツ指導者、スポーツ推進委員、生徒の保護者等の参画や協力を得て、**総合型地域スポーツクラブ**、**民間のスポーツクラブ**、芸術文化団体等が担うことが考えられる。

・こうした**地域団体**において地域部活動の運営を担う人材や指導者を確保しつつ、当該**団体の責任の下**で、生徒の安全の確保や指導者への謝金の管理など、**地域部活動**の**管理運営**が行われることについて、生徒、保護者等の理解を得ることが望ましい。...”

※https://www.mext.go.jp/sports/content/20200902-spt_sseisaku01-000009706_3.pdfより抜粋)



運営主体は事務処理能力がある団体が担うのが望ましい。

運営主体の業務は多岐に渡る

- 1、部活動活動日の調整（学校・指導者・保護者との調整）
- 2、謝金・交通費・スタッフ賃金等の事務作業及び部費の管理
 - ・参加者より会費徴収
 - ・会計簿作成、通帳管理
 - ・活動日誌より各個人への謝金計算、支払い
 - ・所得税の税務署支払い（預り金として差引き月末支払い）
 - ・年末に支払調書作成・発送
 - ・消耗品や備品の購入（備品台帳作成）
- 3、指導者研修会企画・運営
- 4、補助金業務（国・県・町及び外部補助金の獲得）
 - ・申請書、報告書の作成
- 5、保険業務（申請及び怪我等の発生による手続き）
- 6、事故やトラブルの対応
- 7、指導者との契約書・誓約書の作成及び契約

現在はこの業務を、行政・学校・保護者が行っている



運営主体はこの業務ができる団体が望ましい

NPO総合体操クラブは運営主体の条件を満たしている団体といえるのではないか。

◆団体概要

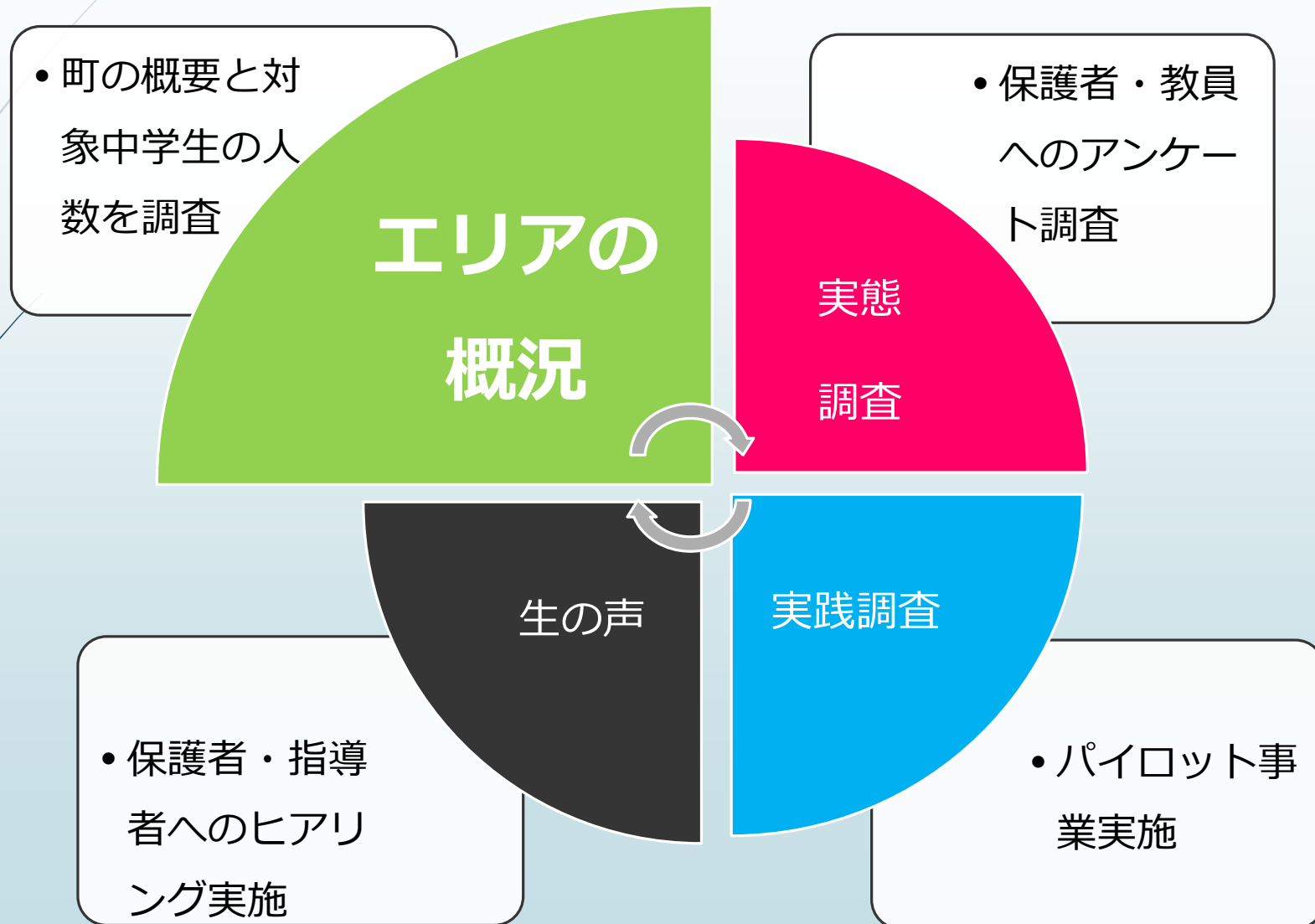
名称	特定非営利活動法人NPO総合体操クラブ
所在地	岐阜県安八郡安八町氷取222番地の11 OKB体操アリーナ内
代表者	理事長 臼井俊範
会員数	520名（2021年12月現在）
実施種目	体操競技、新体操、トランポリン、アクロバット、チアダンス
活動場所	OKB体操アリーナ
設立年月	1992年4月



NPO総合体操クラブが運営主体となれるポイント

- ・法人格を有している⇒国・県・企業と**契約行為が出来る**
- ・民間スポーツクラブであり、県認定の総合型地域スポーツクラブである⇒**国が推奨する団体**である
- ・日本スポーツ協会の公認クラブマネジャーがいる⇒**マネジメントが出来る**人材がいる
- ・自前の施設を所有している⇒**公共施設に頼らない**事業計画が可能になる
- ・県体操協会の事務局委託も受けている⇒事務局機能が盤石である為**多団体の事務も受け入れ**られる

運営主体となるためには現状を把握する必要がある ⇒まず、実践地区の概要を俯瞰する



対象中学生は2校で約600人だが、1校は隣市との組合立中学校で部活動補助金等隣市との調整も必要になる。



◆岐阜県安八町の概要

人口 : 14,629人 [R3.12.1現在]
世帯数 : 5,489世帯 [R3.12.1現在]
面積 : 18.16平方キロメートル

小中学生 : 小学校3校 (824名)、**中学校2校 (595名)**

[R3.4.1現在]

最寄り駅 : JR穂積駅又は名鉄新羽島駅 (町内に鉄道の駅なし)



◆安八町立登龍中学校

- ・1947年開校
- ・校名は、名森小開校時の校名「登龍義校」に由来
- ・名森小学校と牧小学校の児童が進学
- ・生徒数は301名 (2021年4月現在)

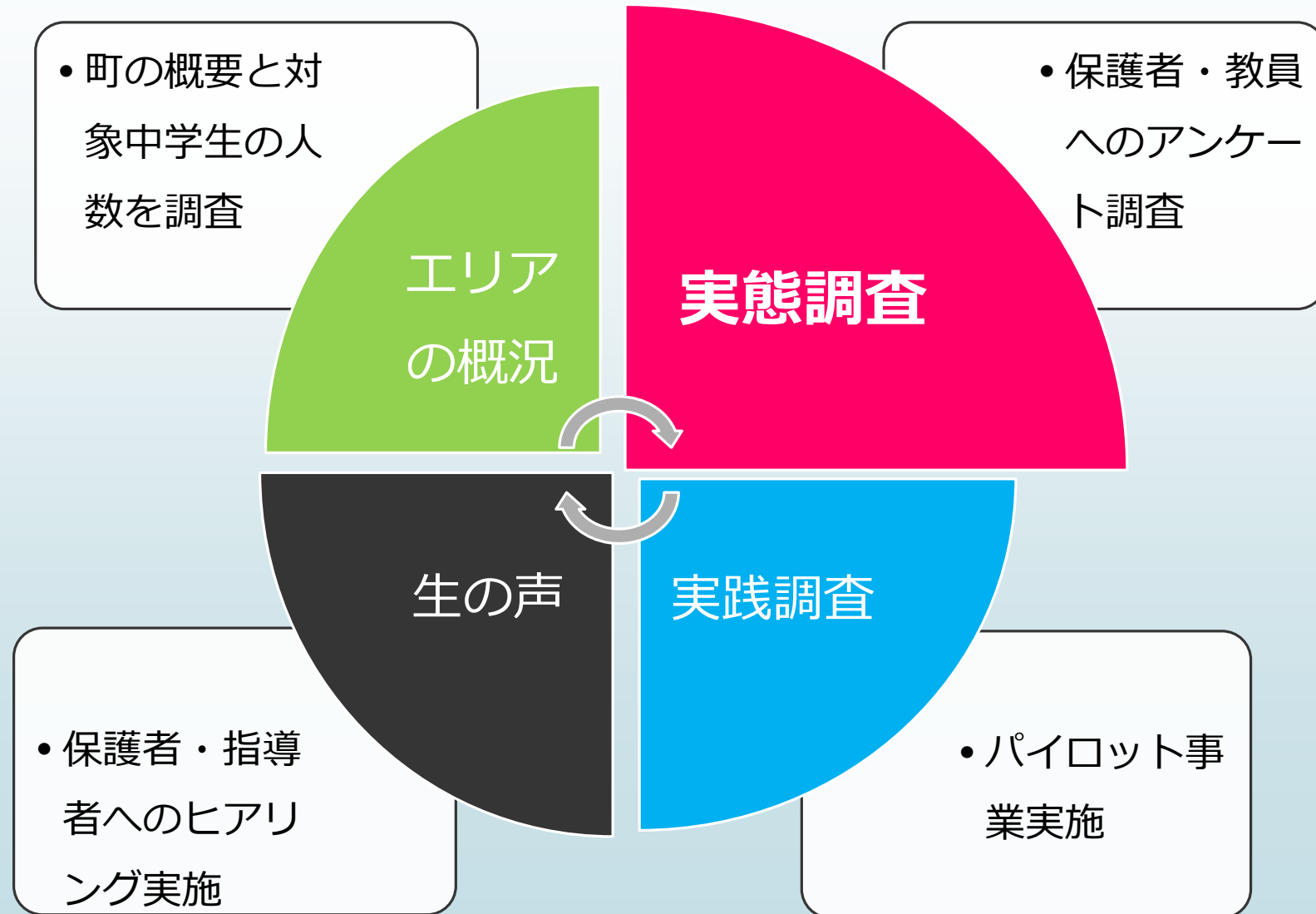


◆大垣市安八郡安八町組合立東安中学校

- ・1947年開校
- ・2006年墨俣町が大垣市に編入され現校名になる
- ・大垣市と安八町による一部事務組合立の中学校 (現在事務局は安八町が担う)
- ・大垣市立墨俣小と安八町立結小学校の児童が進学
- ・生徒数は294名 (2021年4月現在)

運営主体となるためには現状を把握する必要がある

⇒400名の保護者・35名の教員、6部活動で実態調査を実施した



部活動の受託に向けた課題を明らかにするために、保護者等に対してアンケートを実施し、クラブ活動自体の試験運営を行った

現状把握のための実態調査（アンケート調査）

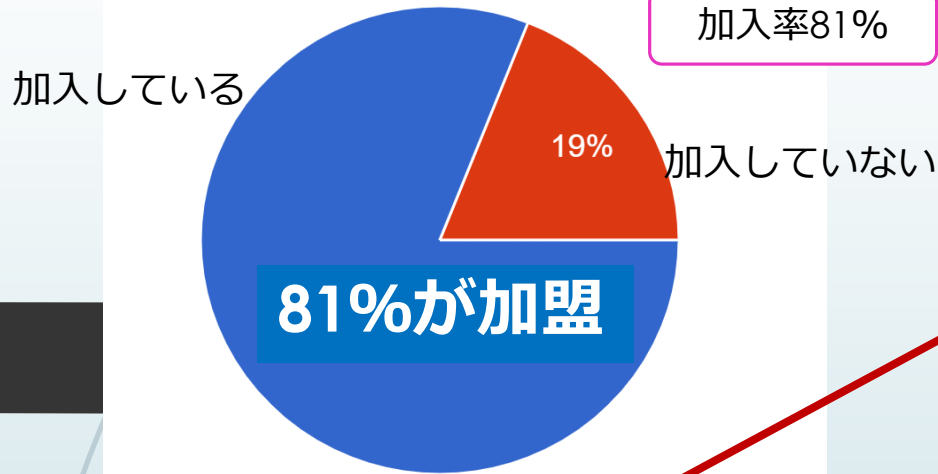
- 対象：町内の2中学校全保護者（400人）2中学校職員全員（35名）
- 期間：令和3年10月4日～10月25日
- 方法：（保護者）学校を通して紙ベースで配布→回答はQRコードよりオンラインで回答
- （教員）学校内でエクセルシートに記入→部活担当が集約→岸田に送る
- 集計：デジタル集計とエクセル集計

有益なシステム構築のための実践調査（パイロット事業）

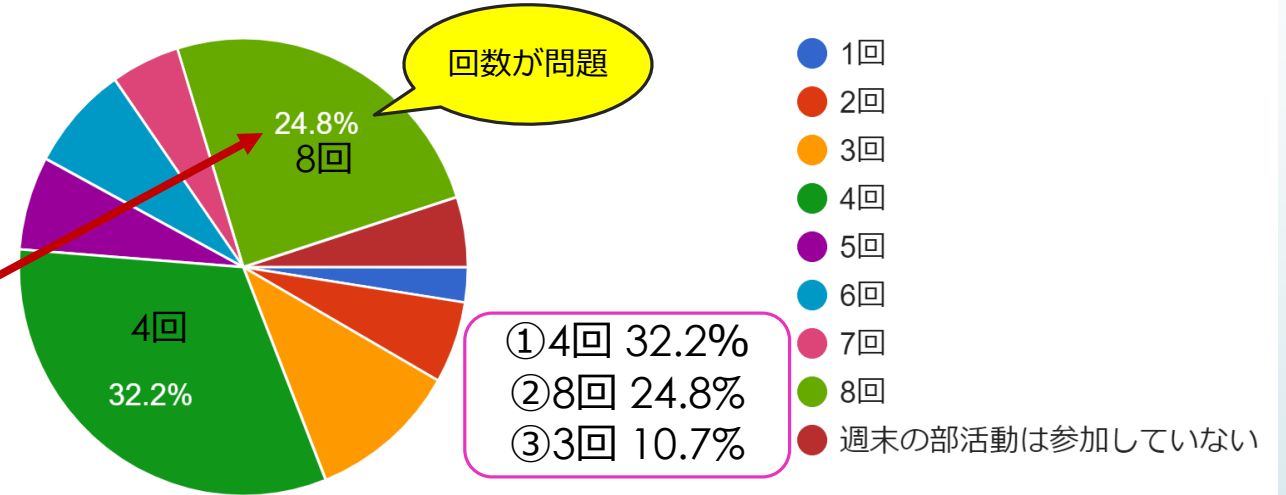
- 東安中バスケットボール部へプロチーム（岐阜SWOOPS）よりスクール担当が指導する（全5回）
- 東安中卓球部へ朝日大学体育会卓球部の監督と部員が指導する（全5回）
- 登龍中野球部の指導を部活動担当教員が地域指導者として指導する（全5回）
- 登龍中サッカー部へ社会人指導者として高校で教えている人材を非営利団体より派遣で指導する（全5回）
- 登龍中・東安中の吹奏楽部に県吹奏楽連盟より朝日大学吹奏楽部監督と大学生の派遣で指導する（全4回）

部活動に8割の生徒が加入しているが、週末の実施回数が部活動指針より多すぎる部もあることがわかった。

◆部活動に加入していますか



◆土日の活動は月何回参加していますか



【考察】

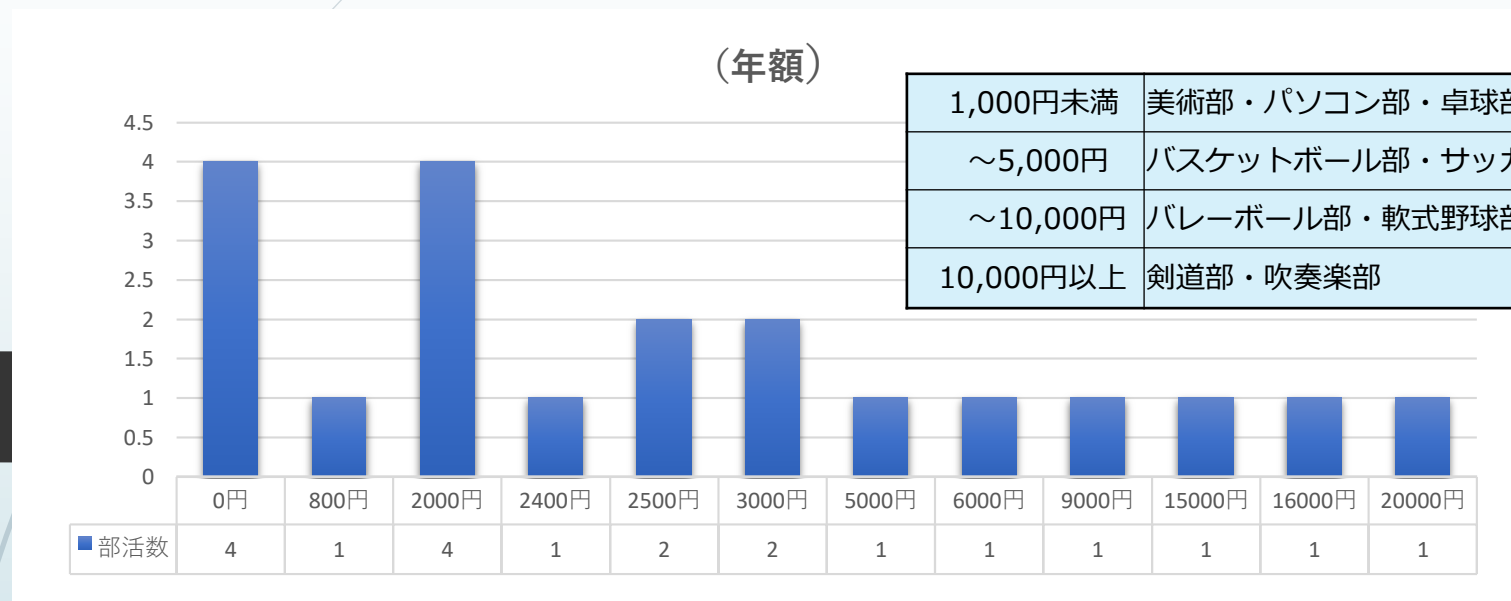
・選択加入制度になっても8割は部活動に加入しているが、中学校部活動指針では週末活動月4回（5週の月は5回）が原則で、**実施回数月8回が約25%と多い**のはこの機会に是正すべきではないか。

※中学校部活動指針（抜粋）

- ・休日に部活動を行う場合は、生徒の家庭や地域における活動を保障するよう、**土曜日・日曜日のいずれかを休養日とする**（第3日曜日の「家庭の日」は原則として休養日とする）。
- ・大会や対外試合等で休日に連続して活動する場合は、翌日に休養日を設ける。

学校部活動費では賄えない部分の保護者負担は種目によって様々である。

◆部費（部活動に関して集めてる金額）はいくらですか？



平均：4,660円

※高額理由

- ・遠征時のバス代
- ・楽譜、楽器運搬
- ・講師謝礼

【考察】

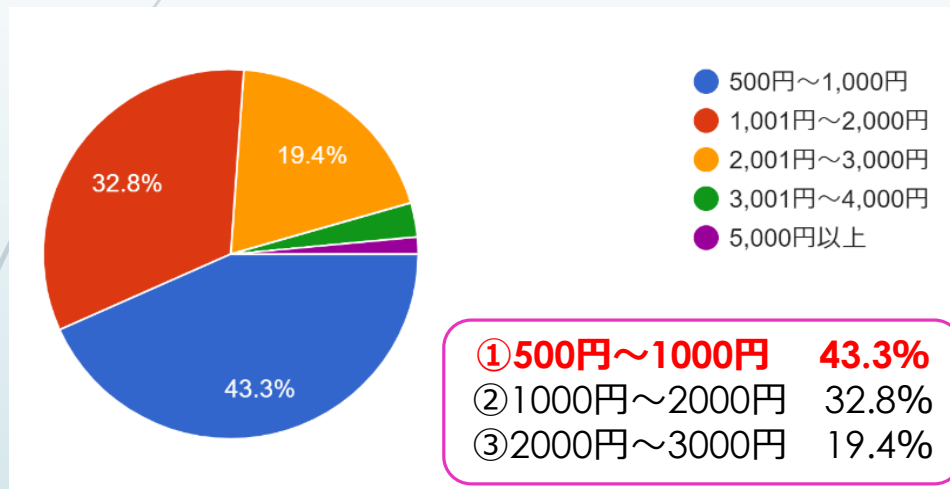
- ・種目によって徴収金額は違う
- ・平均して統一金額に設定できるか検討課題となる
- ・使い道に問題も見られる
- ・保護者が集めている部分は不明との回答もある

◆部費の主な使い道（教員回答）

- ・大会参加費、消耗品、ネット、ボール、滑り止めシート、救急用品、遠征費・試合球
- ・**湯茶代、コーチ昼食代、練習試合手土産**
- ・遠征時のバスなどの支払い及び接待（飲料）
- ・大会や練習試合で生徒に渡す飲み物や軽食
- ・画材、楽譜、楽器付属品、楽器運搬トラック代、P検受験用教材
- ・連盟登録、夜練習の体育館使用料

財政的にも自立し、持続可能な部活動とする為には、保護者に対して必要経費の内容や金額について十分な理解を深める事が非常に重要である

◆（保護者）週末部活動は有料になりますが講師謝金や消耗品の支払い等も考慮して、部費（参加費）はいくらなら妥当と思われますか？



※保護者から徴収する部費以外に部活動運営にかかっている費用

- ・行政からの社会人指導者謝金 ⇒ **税金**
- ・教員及び事務職員が事務業務に携わる人件費 ⇒ **ボランティア**
- ・消耗品等の購入費用 ⇒ **学校部活動運営費**



地域移行したらどこまで保護者負担になるのか...

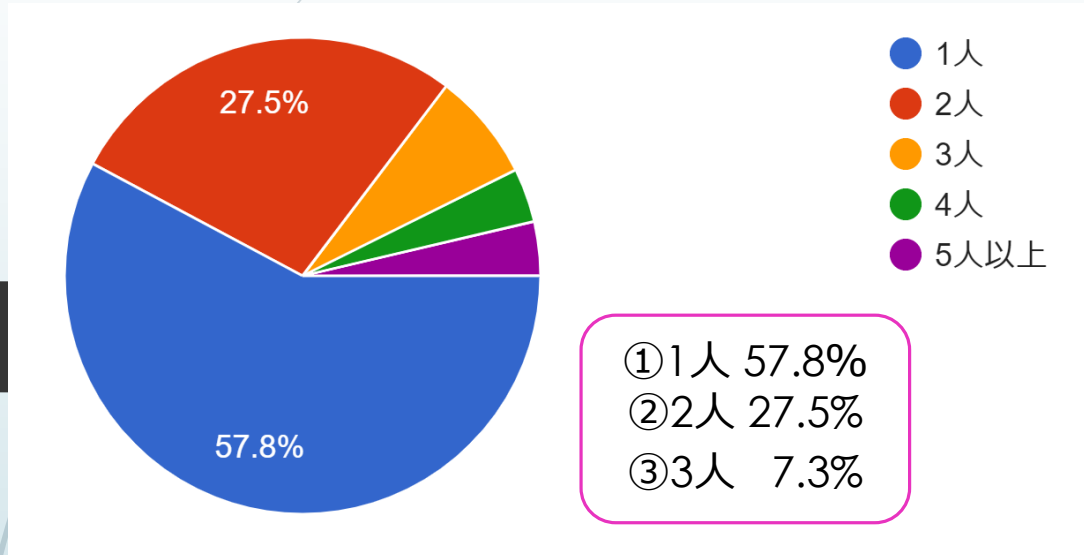
【考察】

- ・保護者には、目に見えない費用について知らせる必要があると感じる
- ・部活動は「教育の一環」であり、行政や学校が担う部分は大きいのでどこまで公費で費用負担するかによって保護者負担が決められる。

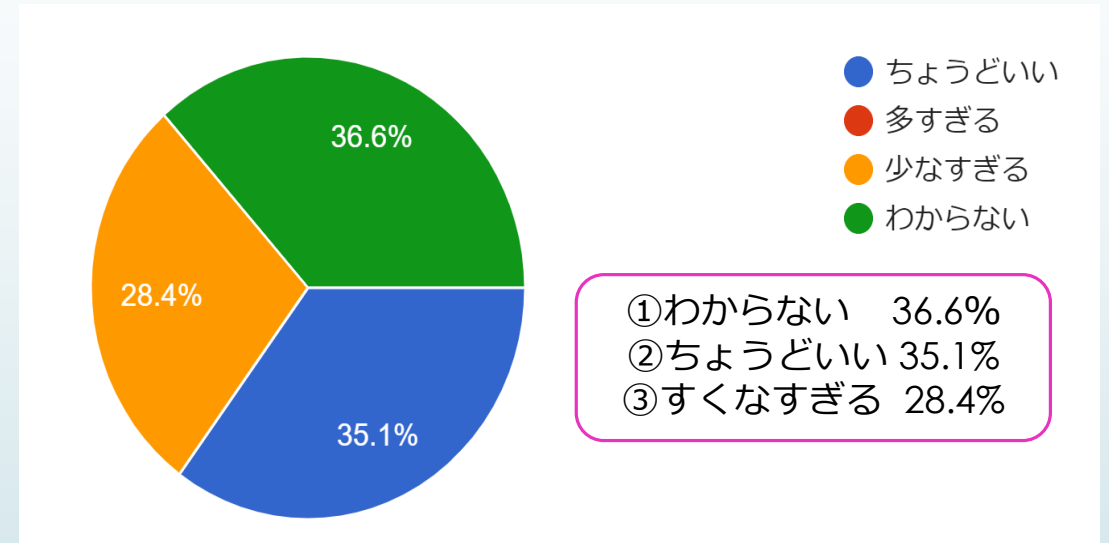
現状は保護者の期待値と部活動運営に必要な金額に乖離があると思われる

指導者1人での指導が半数以上あるが、危機管理の面や指導内容確認の観点から見ても1人指導は危険である。

◆ 社会人指導者は何人ですか



◆ 指導者の人数は適切ですか



【考察】

- ・ 指導者1人で行っているのが半数以上あり、その**危険性を認識できてない**保護者も多い。
- ・ 指導者の確保は難しく、人数を増やしたいが指導者不足で出来ない現状もある

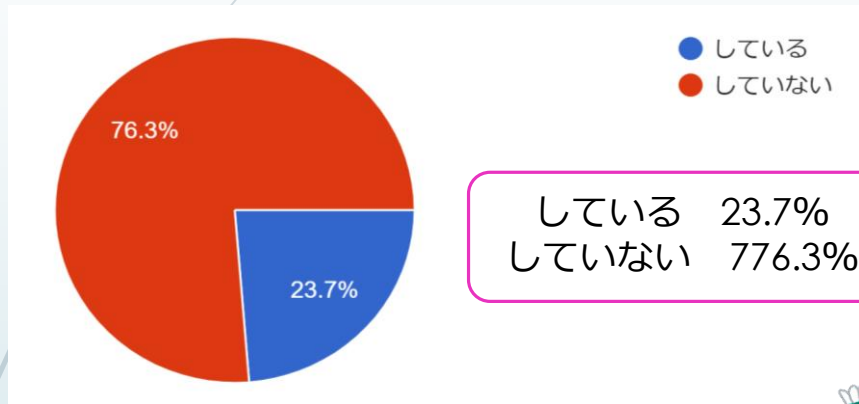
なぜ危険か！

- ・ 怪我・事故・トラブル時の対応が出来ない（他の生徒を見る人がいない）
- ・ 行き過ぎた指導の監視の目がない（体罰等の抑止の目）
- ・ 指導者自身の都合で行けない場合もある



学校部活動にない種目にも取り組める環境を作ることが出来るのも地域部活動の利点でもある。

◆学校以外でスポーツや文化活動をしていますか



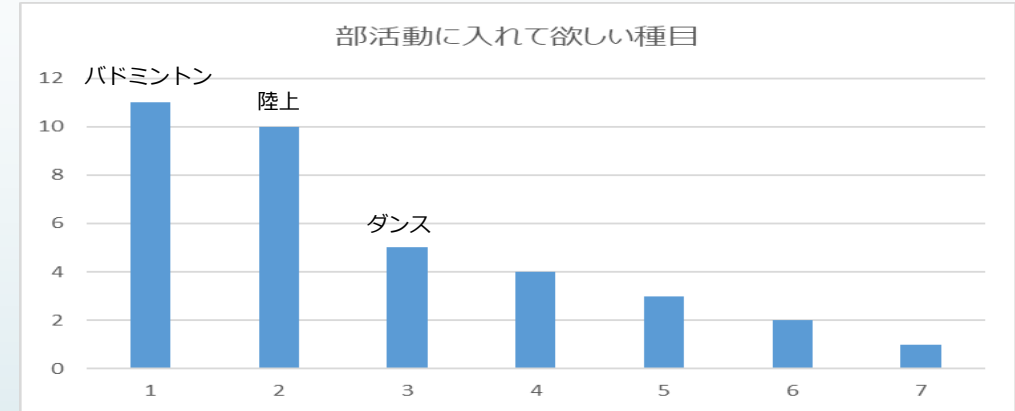
している 23.7%
していない 76.3%

【考察】

- ・約4分の1の生徒が学校部活動にない種目に取り組んでいる。
- ・規模が小さい学校では多くの種目を取り入れることが出来ないが、生徒の希望はバドミントンや陸上競技を望んでいることから、地域部活動では学校部活動にない種目にも取り組める環境づくりが必要になる。ただし、その指導者の確保・場所の確保は課題となる



◆地域部活に加えて欲しい種目はありますか

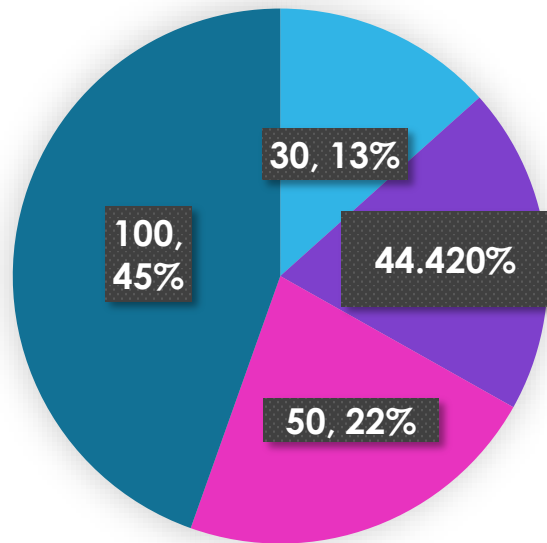


部活動に加えて欲しい種目		
順位	人数	種目
1	11人	バドミントン
2	10人	陸上
3	5人	ダンス
4	4人	ソフトテニス
5	3人	新体操・男子バレーボール・水泳
6	2人	硬式テニス・空手・サッカー・剣道・美術・書道
7	1人	体操・プログラミング・LEGO・パルクール・合唱・ボクシング・レスリング・吹奏楽・パソコン・化学・茶道・華道・柔道・極真空手・キックボクシング・硬式野球・ボルタリング・墨俣太鼓

このニーズに答えるのも地域部活動の役目と言える

部活動は教育の一環に位置づけられ、教員の関りは必須である。特に指導以外の事務作業に関しては部活動手当のつかないボランティアで行われている。

◆顧問の週末部活参加率



※参加率算出方法

(休日の顧問参加回数) ÷ (休日の部活回数 + 休日の社体回数) × 100 (単位：%)

- ① 100% 11人
- ② 50% 6人
- ③ 30% 1人
- ③ 44% 1人

※複数顧問の部活は交代で出勤の場合有り

◆夜間の活動はありますか

- 週末：なし
 平日：7部活あり
- ・登龍中：女子バレー、剣道、男子バスケ
 - ・東安中：女子バレー、女子バスケ、男子バレー、男子バスケ

※平日夜間は教員が出る義務はないが、出るときは完全ボランティア

【考察】

- ・部活動と名乗る時間は顧問無しでは行えない。当然参加率は高くなる。
- ・種目専門教員は指導の主担当のため100%参加となるが、専門外の教員は複数顧問で交代出勤となっているようである。
- ・活動時間以外の教員の事務業務はボランティアでのかかりとなる。(活動時間に含まれない)

※顧問（教員）の声

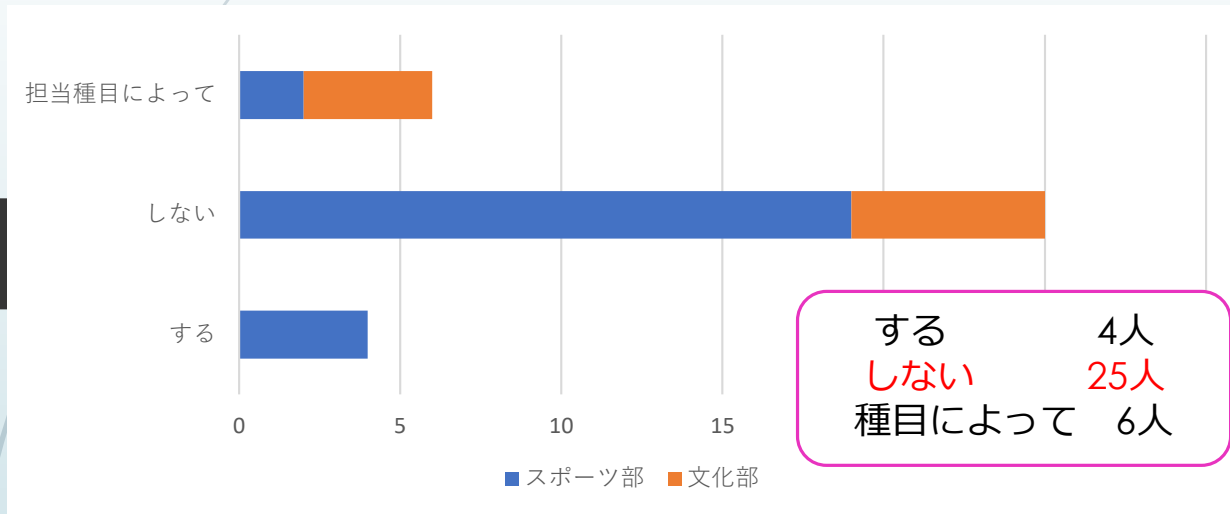
- ・土日及び休日の活動計画及び施設使用の割り振りは、現在は学校の部活動担当が行っている
- ・チーム登録や試合の申込などがあるので、休日の大会参加に関わって、教員の事務作業が発生する。
- ・「中体連主催」と「協会主催の大会」の参加の仕方やエントリー責任者、メンバー決めの決定権など地域指導者に相談しながら決める

アンケート分析

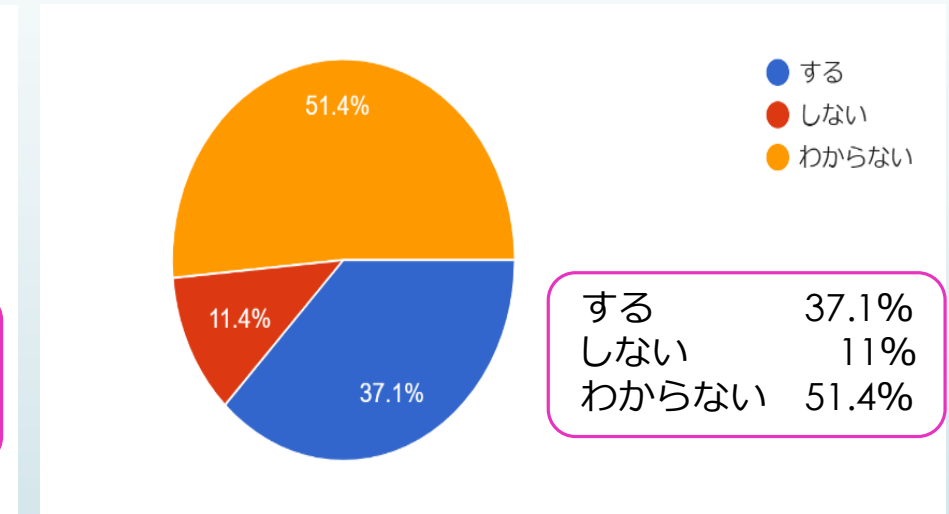
地域指導者として移行後に指導担当を希望する教員は11%しかいない。残りの89%の指導者を確保するのは至難の業ではないか。指導者確保が課題となる。

週末部活動が地域クラブへ移行した場合

◆（教員）移行後に地域指導者として指導しますか



◆（保護者）地域移行されたら参加しますか



【考察】

- ・ 移行後に地域の指導者として引き続き指導に携わるという教員は35人中4人しかいない。移行後31人分の穴は埋められるのか。
- ・ 保護者の回答「わからない」が半数を占めている事から、この事業の全体像を根気よく説明する必要があることがわかる。



保護者も教員も期待より不安が大きいと感じる。両者の不安要素を洗いだし、課題解決の糸口を探すことも地域移行への準備段階となる

保護者・教員の地域移行に関する質問・要望（記述式部分）

◆保護者より

- ・指導者の質を上げて欲しい（有料ならば質のいい指導者を）
- ・保護者の負担を減らしてほしい（具体的に何が負担かは不明瞭）
- ・有料になること（会費の額）、部費の額が心配
- ・平日と週末の指導の連携は大丈夫か
- ・今のままがいい（教員が引き続き指導等を行う）
- ・社会人コーチや団体が試合の申込や参加料との事務を担ってもらえるか
- ・3年生の扱い（半年だけで終わるのに会費がいるか）

◆教員より

- ・部室、部費の管理は大丈夫か（第3者が管理するのは不安）
- ・進める方向で保護者の理解を得て欲しい
- ・日程調整等は誰がするのか、保護者をお願いしたい。
- ・トラブル等の責任の明確化をお願いする
- ・地域指導者が見つからない場合はどうするのか（教員が担うのか）
- ・保護者の負担を少なくしてほしい

大半が要望。当事者意識が薄く、自分たちの問題を他者へ丸投げ状態で、どちらか他方本願に感じる。